

(公財)東京都都市づくり公社の

研究支援制度の ご案内

東京の都市づくりに関する
独創的で優れた研究を応援します



公益財団法人 東京都都市づくり公社

都市づくりに関する研究支援制度の概要

東京の都市づくりに関する独創的で優れた研究を支援するため、都内各種機関に所属する研究者や研究グループに、研究費の一部を助成するものです。

【申請の要件】

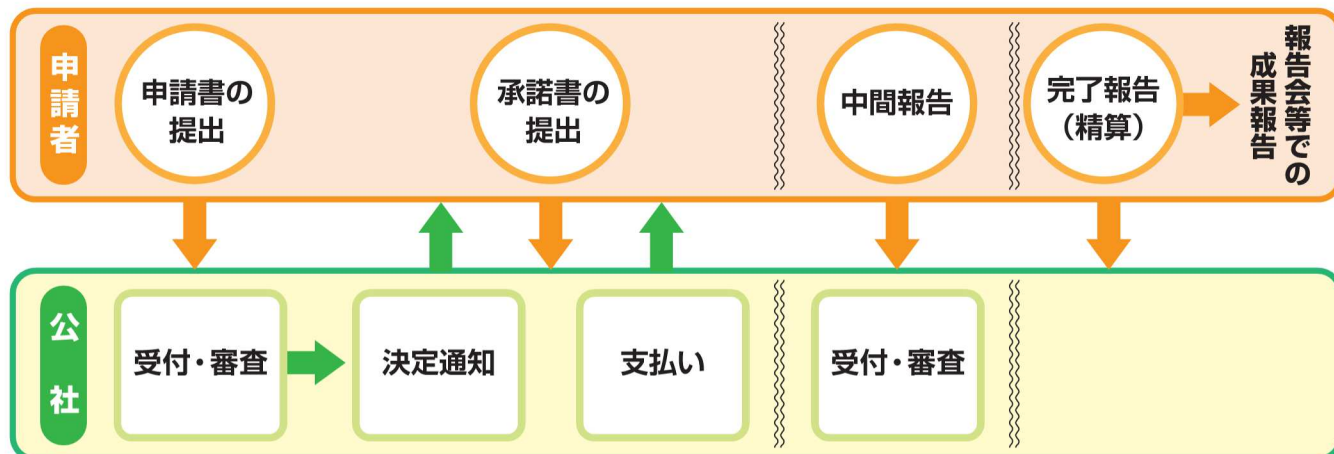
- ① 申請者は、東京都内の学校教育法による大学の学部、大学院、短期大学又はこれらに付属する機関に所属する研究者または研究グループで、申請にあたり、支援金の管理及び中間報告・研究満了後の報告を確実にできる方。
- ② 研究内容は、東京の都市づくりの推進に寄与する課題や問題に対する学術研究であり、その研究や論文等の成果に支援者である公社の名称等が明らかとなるような字句を付することが可能なもの。
- ③ 申請できる件数は、毎年の募集に際して所属機関毎に1件。複数又は重複しての申請は出来ません。ただし、研究のテーマが異なる場合はこの限りではありません。
- ④ 助成の期間は、1年間としますが、研究が複数年にわたる場合は、同一テーマで最長3年間、申請することができます。

【助成金額の上限と使途】 助成金1件あたりの上限は100万円（※最長3年間助成を受けた場合300万円）で、使途は以下のとおりです。

人件費	アルバイト、調査・ヒアリングの謝金、報酬、賃金等。 ※申請者本人の人件費は認められません。	印刷製本費	資料等印刷・コピー料金、成果書等の製本代等
資料費	図書等	通信運搬費	国内外電話FAX料金、郵送・運搬費等
消耗品費	文具等。※パソコン等の購入・飲食費は認められません。	借料及び損料	機械・器具の借料及び損料、会場借料等
旅費	国内外出張費等	間接費	※所属機関の間接経費として直接経費の10%以内

【募集】 年に一度、公社ホームページ等に募集要領を掲載します

【申請～決定～支払～報告の流れ】



詳しい要件や申込み方法等については、下記までお問い合わせください。



■お問い合わせは

公益財団法人 東京都都市づくり公社
事業企画部公益事業課
まちづくり支援係

URL: <http://www.toshizukuri.or.jp/information/shien>

〒192-0904 東京都八王子市子安町4丁目7番1号
サザンスカイトワー八王子7階
電話 042-686-1910
FAX 042-686-1909
Eメール koueki@toshizukuri.or.jp